

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年7月4日受付分)

名称

特定非営利活動法人
自然処

縦覧期間

令和7年7月4日(金)から
令和7年7月18日(金)まで

特定非営利活動法人 自然処 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自然処といい、通称をじねんじょとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市藤江889番地の51に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は支援が必要な児童・成人、全ての人に対して、児童福祉法・障害者総合支援法・インクルーシブの考えに基づくそれらに関連する事業を行う。全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) インクルーシブの考えに基づく事業
- (3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス及び地域生活支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なる者とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	竹内	裕
副理事長	小林	慶三
理事	酒井	文子
監事	久保	千恵

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

個人	(1) 入会金	2, 0 0 0 円
	(2) 年会費	0 円
団体	(1) 入会金	1 0, 0 0 0 円
	(2) 年会費	5, 0 0 0 円

賛助会員

個人	(1) 入会金	2, 0 0 0 円
	(2) 年会費	5, 0 0 0 円
団体	(1) 入会金	1 0, 0 0 0 円
	(2) 年会費	3 0, 0 0 0 円

2025 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 自然処

1 事業実施の方針

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) インクルーシブの考えに基づく事業
- (3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス及び地域生活支援事業

・ 特定非営利活動に係る事業

定款番号	事業名	事業内容	実施予定日	実施場所	収入見込額
(1)	児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	児童発達支援事業	月火水金	明石市	29,010,000 円
		放課後等 デイサービス事業	月火水金土日	明石市	
		保育所等訪問支援事業	月火水木金土	明石市	
(2)	インクルーシブの考えに 基づく事業	親子体操(初・中・上)	土・日	明石市	2,457,500 円
		親子プール	土	明石市	
		書き方教室	土	明石市	
		リレート(学習)	月火水木金土日	明石市	
		地域交流事業	月火水木金土日	明石市	
(3)	障害者総合支援法による 障害福祉サービス及び 地域生活支援事業	現在見込無し	現在見込み無し	明石市	0 円

・ 特定非営利活動以外の活動は特になし

(1) 児童福祉法に基づく児童通所支援事業

「児童デイサービス キッズ☆スター」では引続き個別の運動指導を中心に、提供していきます。本年度も児童発達支援の保育は「完全個別」にプラスして自由時間の提供をし、個々にあった成長に合わせて実施します。放課後等デイサービスでは、個別支援だけではなくサービス提供時間内はいつでもご利用いただけるようにし、友達同士を繋げるようにします。

今年度は新たに、保育所等訪問支援事業「リレーションシップ」をスタートします。保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、利用者が学校で集団生活の中で適応できるための支援等を行います。

又、以下のことを中心に取り組み、保護者やその他関係者と共に個育ちを支援していきます。

①人材育成とスタッフ定着の為の研修サポートの実施

- ・ 指導者の定着の為に月に1度の研修を実施し、知識と技術の向上と共通理解に努めます。
- ・ スタッフの育成により次店舗のスタッフを確保していきます。
- ・ スタッフからの研修希望に応え、実施していきます。

②利用者の待機

- ・ 待機待ちの方がいる事で、空きが出た時のお声かけがしやすくなります。
- ・ 次年度の利用者にも繋げていきます。

③フットルックの活用

- ・ やまぶき財団の助成金で購入させていただいた、「フットルック」足裏測定器を使い、半期に一度、支援計画の見直しの時期に、子ども達の足裏にかかる力を測定し姿勢や体操の大切さを保護者と共有します。

- ④ホームページ・SNS の活用 ・空き状況の更新を行い、利用者への周知を行っていきます。
- 保護者会・集い ・保護者同士の繋がりやりフレッシュするための場の提供をします。
(保護者会や勉強会等)
- 関係機関との連携 ・より良い療育が出来るように関係機関との連携に努めます。
- 保護者のニーズ対応の実施 ・保護者との会話を密にすることで、相談援助を行います。

⑤グルーブレッスン・小集団・ペアレッスン・マッチングレッスンの実施

- ・子ども達の成長を目の当たりにし更にステップアップで、ペア/小集団が必要な子どもがいます。友達への声のかけ方など、学校生活の中や私生活で社会性を伸ばすために必要な人との付き合い方の練習をしていきます。

⑥動画作成準備

- ・家庭での運動習慣をつける為の動画作成をします。
- ・昨年度卒業者に、家庭での体操を実施してもらい、アンケートをとり修正します。
- ・就労支援 B 型の事業所に体験してもらえようように無料トライアルを実施します。

⑦集団生活適応支援（保育所等訪問支援事業）

- ・訪問先施設(学校/園等)の保育士や教員等に対する支援方法の指導等や子どもへの支援を行います。
- ・コミュニケーションを含む社会性の向上のための支援を行います。
- ・自立支援と日常生活の充実のための活動支援を行います。

●グルーブレッスン・保護者会実施日予定（18 日間）

実施月	実施日・曜日	実施内容	実施場所	参加者
4 月	2 日(水)	グルーブ(山登り & 花見)	須磨浦山上遊園	児童発達・放デイ
	29 日(火/祝)	グルーブ(春祭り)	小久保西公園	児童発達・放デイ
5 月	25 日(日)	保護者会(母茶話会)	キッズ☆スター2 階	保護者(母)
6 月	29 日(日)	グルーブ(プラレール)	キッズ☆スター2 階	児童発達・放デイ
	30 日(月)	グルーブ(実験 & ギミック)	キッズ☆スター2 階	児童発達・放デイ
7 月	29 日(火)	グルーブ(花火)	藤江海岸（予定）	児童発達・放デイ
	30 日(水)	グルーブ(スイカ割)	小久保西公園(予定)	児童発達・放デイ
8 月	23 日(土)	保護者会(父勉強会)	キッズ☆スター2 階	保護者(父)
9 月	15 日(月/祝)	グルーブ(水鉄砲)	小久保西公園(予定)	児童発達・放デイ
	23 日(火/祝)	グルーブ（ボーリング）	二見ボール	児童発達・放デイ
10 月	1 日(水)	グルーブ(防災訓練)	キッズ☆スター・室内外	児童発達・放デイ
	19 日(日)	保護者会(イベント)	キッズ☆スター2 階	保護者
	31 日(金)	グルーブ(クッキング)	キッズ☆スター2 階	児童発達・放デイ
11 月	2 日(日)	グルーブ(逃走中 & クリーン)	海岸沿い	児童発達・放デイ
	29 日(土)	グルーブ(音楽)	HANAZONO	児童発達・放デイ
2 月	15 日(日)	保護者会(母茶話会)	キッズ☆スター2 階	保護者(母)
3 月	29 日(日)	グルーブ(野球)	上が池公園(予定)	児童発達・放デイ
	30 日(月)	グルーブ(アスレチック)	須磨離宮公園(予定)	児童発達・放デイ

(2) インクルーシブの考えに基づく事業

「キッズ☆リレーション」は自費事業として、集団活動やプール、書くことや勉強に対して強い苦手意識を持つ子供たちへ支援を行っていきます。

	教室名	内容	予定日時	対象	場所
①	親子体操	・成長に合った運動教室 (初級/中級) ・社会性向上教室(上級)	初級 第1日曜日 中級 第2日曜日 上級 第2土曜日の夜	幼児・初心者 小学生・慣れた方 中学・高校生・成人	福祉センター 福祉センター キッズ☆スター他等
②	プール	水中での動きを楽しみます。	土曜日	小学生までは親子 入水	福祉センター
③	書き方	学校での困りごとなど保護者から聞き取り、個々に合わせた内容で取り組みます。	毎週土曜日	幼児～大人	キッズ☆スター
④	リレート	学ぶことを楽しみ、家での継続学習につなげていきます。	月火水木金土日	小学生～高校生	キッズ☆スター

地域交流事業は、「春祭り」「自然処ボーリング大会」「駄菓子屋」「フリーマーケット」等を実施します。
この事業を通して、地域の方との交流機会をつくり弊法人の活動を知ってもらい、ファンになってもらえることを目指します。

(3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス及び地域生活支援事業

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活がおくれるよう長期により計画的に実施していきます。そのため、今年度の計画にはあげておりません。

2. 事業実施

(1) 総会は年に1回、理事会は年に8回実施予定です。

(2) 恒例行事

- ・自然処の春まつりは、天候にも恵まれ多くの地域の方に参加していただくことができました。導線をつくることでフリーマーケットもゆっくり見ていただく事ができました。来年度に向けての反省・改善もしていきます。

2025年度は4月29日(火/祝)に実施しました。

- ・自然処ボーリング大会は、法人に関わって下さっている方に声掛けを周知し、交流の場を設けます。2025年度は9月23日(火/祝)の予定です。

- ・地域の方々に、自然処の周知が出来てきたことを踏まえ、事業所前で無人のフリーマーケットを昨年度12月から実施しています。それに伴い、年間を通じて物品寄付を募ります。

2025年度 活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 自然処

2025年 4月 1日から2026年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費		50,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		50,000	
【受取助成金等】			
受取助成金		990,000	
【事業収益】			
障害児通所支援事業	29,010,000		
インクルーシブ事業	2,457,500	31,467,500	
【その他収益】			
受取 利息	20,000		
雑 収 益	50,000	70,000	
経常収益 計			32,627,500
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当	17,234,000		
賞 与	1,200,000		
法定福利費	2,000,000		
通 勤 費	830,000		
人件費計	21,264,000		
(その他経費)			
イベント費	628,500		
諸 謝 金	290,000		
会 議 費	84,000		
新聞図書費	10,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	50,000		
教材費	54,000		
消耗品 費	135,000		
消耗備品費	990,000		
水道光熱費	270,000		
地代 家賃	2,268,000		
保 険 料	30,000		
研修費	50,000		
その他経費計	4,889,500		
事業費 計			26,153,500

2025年度 活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 自然処

2025年 4月 1日から2026年 3月31日

【管理費】			
(人件費)			
役員 報酬	3,006,000		
役員 賞与	300,000		
給料 手当	500,000		
法定福利費	250,000		
通 勤 費	10,000		
福利厚生費	220,000		
人件費計	4,286,000		
(その他経費)			
イベント費	200,000		
諸 謝 金	60,000		
会 議 費	60,000		
接待交際費	10,000		
新聞図書費	20,000		
通信運搬費	240,000		
教 材 費	10,000		
消耗品 費	15,000		
水道光熱費	30,000		
広告宣伝費	100,000		
地代 家賃	252,000		
保 険 料	80,000		
諸 会 費	16,000		
租税公課費	10,000		
ソフト 代	250,000		
研 修 費	30,000		
リース 料	50,000		
支払手数料	250,000		
支払 報酬	300,000		
その他経費計	1,983,000		
管理費 計		6,269,000	
経常費用 計			32,422,500
当期経常増減額			205,000
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
当期正味財産増減額			205,000
前期繰越正味財産額			31,965,495
次期繰越正味財産額			32,170,495

2026 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 自然処

1 事業実施の方針

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) インクルーシブの考えに基づく事業
- (3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス及び地域生活支援事業

・ 特定非営利活動に係る事業

定款番号	事業名	事業内容	実施予定日	実施場所	収入見込額
(1)	児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	児童発達支援事業	月火水金	明石市	29,010,000 円
		放課後等 デイサービス事業	月火水金土日	明石市	
		保育所等訪問支援事業	月火水木金土	明石市	
(2)	インクルーシブの考えに 基づく事業	親子体操(初・中・上)	土・日	明石市	2,457,500 円
		親子プール	土	明石市	
		書き方教室	土	明石市	
		リレート(学習)	月火水木金土日	明石市	
		地域交流事業	月火水木金土日	明石市	
(3)	障害者総合支援法による 障害福祉サービス及び 地域生活支援事業	現在見込無し	現在見込み無し	明石市	0 円

・ 特定非営利活動以外の活動は特になし

(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

「児童デイサービス キッズ☆スター」では引続き個別の運動指導を中心に、提供していきます。本年度も児童発達支援の保育は「完全個別」にプラスして自由時間の提供をし、個々にあった成長に合わせて実施します。放課後等デイサービスでは、個別支援だけではなくサービス提供時間内はいつでもご利用いただけるようにし、友達同士を繋げるようにします。

「リレーションシップ」では保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、利用者が学校で集団生活の中で適応できるための支援等を行います。

又、以下のことを中心に取り組み、保護者やその他関係者と共に個育ちを支援していきます。

①人材育成とスタッフ定着の為に研修サポートの実施

- ・ 指導者の定着の為に月に 1 度の研修で更に知識と技術の向上と共通理解に努めます。
- ・ スタッフの育成により次店舗のスタッフを確保していきます。
- ・ スタッフからの研修希望に応え、実施していきます。

②利用者の待機

- ・ 待機待ちの方がいる事で、空きが出た時にお声かけがしやすくなります。
- ・ 次年度の利用者にも繋げていきます。

③フットルックの活用

- ・やまぶき財団の助成金で購入させていただいた、「フットルック」足裏測定器を使い、半期に一度、支援計画の見直しの時期に、子ども達の足裏にかかる力を測定し姿勢や体操の大切さを保護者と共有します。

④ホームページ・SNS の活用

- ・空き状況の更新を行い、利用者への周知を行っていきます。

保護者会・集い

- ・保護者同士の繋がりやりフレッシュするための場の提供をします。
(保護者会やウクレレ教室等)

関係機関との連携

- ・より良い療育が出来るように関係機関との連携に努めます。

保護者のニーズ対応の実施

- ・保護者との会話を密にすることで、相談援助を行います。

⑤グループレッスン・小集団・ペアレッスン・マッチングレッスンの実施

- ・子ども達の成長を目の当たりにし更にステップアップで、ペア/小集団が必要な子どもがいます。友達への声のかけ方など、学校生活の中や私生活/社会性を伸ばすために必要な人との付き合い方の練習をしていきます。

⑥動画作成準備

- ・家庭での運動習慣をつける為の動画作成をします。
- ・今年度卒業予定者に、動画の活用を促します。
- ・就労支援 B 型の事業所に配ります。

⑦集団生活適応支援（保育所等訪問支援事業）

- ・訪問先施設(学校/園等)の保育士や教員等に対する支援方法の指導等や子どもへの支援を行います。
- ・コミュニケーションを含む社会性の向上のための支援を行います。
- ・自立支援と日常生活の充実のための活動支援を行います。

●グループレッスン・保護者会実施日予定（18 日間）

実施月	実施日・曜日	実施内容	実施場所	参加者
4 月	1 日(水)	グループ(須磨ロープ&花見)	須磨浦山上遊園	児童発達・放デイ
	29 日(水/祝)	グループ(春祭り)	小久保西公園	児童発達・放デイ
5 月	24 日(日)	保護者会(母茶話会)	キッズ☆スター2 階	保護者(母)
6 月	29 日(月)	グループ(プラレール)	キッズ☆スター2 階	児童発達・放デイ
	30 日(火)	グループ(実験&ギミック)	キッズ☆スター2 階	児童発達・放デイ
7 月	29 日(水)	グループ(花火)	藤江海岸（予定）	児童発達・放デイ
	31 日(金)	グループ(スイカ割)	小久保西公園(予定)	児童発達・放デイ
8 月	22 日(土)	保護者会(父勉強会)	キッズ☆スター2 階	保護者(父)
9 月	22 日(火/祝)	グループ(水鉄砲)	小久保西公園(予定)	児童発達・放デイ
	23 日(水/祝)	グループ（ボーリング）	二見ボール	児童発達・放デイ
10 月	2 日(金)	グループ(防災 & 電話)	スター2 階 & 地域周辺	児童発達・放デイ
	18 日(日)	保護者会(イベント)	キッズ☆スター2 階	保護者
	31 日(土)	グループ（クッキング）	キッズ☆スター2 階	児童発達・放デイ
11 月	1 日(日)	グループ(逃走中 & クリーン作戦)	海岸沿い	児童発達・放デイ

	23 日(月/祝)	グループ(音楽フェス)	HANAZONO	児童発達・放デイ
2 月	14 日(日)	保護者会(母茶話会)	キッズ☆スター2 階	保護者(母)
3 月	22 日(月/祝)	グループ(野球)	上が池公園(予定)	児童発達・放デイ
	30 日(火)	グループ(アスレチック)	須磨離宮公園(予定)	児童発達・放デイ

(2) インクルーシブの考えに基づく事業

「キッズ☆リレーション」は自費事業として、集団活動やプール、書くことや勉強に対して強い苦手意識を持つ子供たちへ支援を行っていきます。

	教室名	内容	予定日時	対象	場所
①	親子体操	・成長に合った運動教室 (初級/中級) ・社会性向上教室(上級)	初級 第1日曜日 中級 第2日曜日 上級 第2土曜日の夜	幼児・初心者 小学生・慣れた方 中学・高校生・成人	福祉センター 福祉センター キッズ☆スター他等
②	プール	水中での動作を楽しみます。	土曜日	小学生までは親子 入水	福祉センター
③	書き方	保護者のニーズに寄り添い、 個々に合わせた内容で書くこ との楽しさを伝えていきます。	毎週土曜日	幼児～大人	キッズ☆スター
④	リレート	学ぶことを楽しみ、家での継続 学習につなげていきます。	月火水木金土日	小学生～高校生	キッズ☆スター

地域交流事業は、「春祭り」「自然処ボーリング大会」「駄菓子屋」「フリーマーケット」等を実施します。
この事業を通して、地域の方との交流機会をつくり弊法人の活動を知ってもらい、ファンになってもらえることを目指します。

(3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス及び地域生活支援事業

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活がおくれるよう長期により計画的に実施していきます。そのため、今年度の計画にはあげておりません。

2. 事業実施

(1) 総会は年に1回、理事会は年に8回実施予定です。

(2) 恒例行事

- ・地域と事業所を結ぶ大切な行事の一つの春祭り。
導線をつくりフリーマーケットもゆっくり見ていただけるようにします。
来年度に向けての反省・改善もしていきます。

2026年度は4月29日(水/祝)の予定です。

- ・自然処ボーリング大会は、法人に関わって下さっている方に声掛けを周知し、
交流の場を設けます。2026年度は9月23日(水/祝)の予定です。

- ・地域の方々に、自然処の周知が出来てきたことを踏まえ、事業所前で無人のフリーマーケットを実施します。それに伴い、年間を通じて物品寄付を募ります。

2026年度 活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 自然処 2026年 4月 1日から2027年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費		50,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		50,000	
【受取助成金等】			
受取助成金		990,000	
【事業収益】			
障害児通所支援事業	29,010,000		
インクルーシブ事業	2,457,500	31,467,500	
【その他収益】			
受取 利息	20,000		
雑 収 益	50,000	70,000	
経常収益 計			32,627,500
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当	17,234,000		
賞 与	1,200,000		
法定福利費	2,000,000		
通 勤 費	830,000		
人件費計	21,264,000		
(その他経費)			
イベント費	628,500		
諸 謝 金	290,000		
会 議 費	84,000		
新聞図書費	10,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	50,000		
教材費	54,000		
消耗品 費	135,000		
消耗備品費	990,000		
水道光熱費	270,000		
地代 家賃	2,268,000		
保 険 料	30,000		
研修費	50,000		
その他経費計	4,889,500		
事業費 計		26,153,500	

2026年度 活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 自然処

2026年 4月 1日から2027年 3月31日

【管理費】			
(人件費)			
役員 報酬	3,006,000		
役員 賞与	300,000		
給料 手当	500,000		
法定福利費	250,000		
通 勤 費	10,000		
福利厚生費	220,000		
人件費計	4,286,000		
(その他経費)			
イベント費	200,000		
諸 謝 金	60,000		
会 議 費	60,000		
接待交際費	10,000		
新聞図書費	20,000		
通信運搬費	240,000		
教 材 費	10,000		
消耗品 費	15,000		
水道光熱費	30,000		
広告宣伝費	100,000		
地代 家賃	252,000		
保 険 料	80,000		
諸 会 費	16,000		
租税公課費	10,000		
ソフト 代	250,000		
研 修 費	30,000		
リース 料	50,000		
支払手数料	250,000		
支払 報酬	300,000		
その他経費計	1,983,000		
管理費 計		6,269,000	
経常費用 計			32,422,500
当期経常増減額			205,000
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
当期正味財産増減額			205,000
前期繰越正味財産額			32,170,495
次期繰越正味財産額			32,375,495